第25号
昭和46年5月15日
発行＝小国町役場
印刷＝小千谷市位下印刷

広報 おぐに

小国町の人口

男	5,405人
女	5,672人
計	11,077人
世帯数	2,498

昭和46年4月30日現在

今月の納税

国保税	（第2期）
軽自動車税	（全期）
保育料	（5月分）

春季消防演習終る

五月九日午前八時、小国町総合グラウンドにおいて恒例の春季消防演習が実施された。

前日までの雨も上がり、五月晴れの空の下、水たまりもなくなったグラウンドに団員四八〇名、消防ポンプ自動車二台、小型動力ポンプ二七台が集合し、国旗掲揚・通常点検・部隊訓練と行ない、その後の消防ポンプ操法訓練の結果、

第一分団 第二部
第二分団 第四部
第三分団 第一部
第四分団 第四部
第五分団 第三部

が優秀な成績をあげて表彰された。操法訓練後、本部分団音楽隊の行進曲の吹奏により、分列行進が行なわれ、つづいて新町地内の農業改良普及所隣の用水池で副団長指揮のもとに、自動車ポンプ二台を含む二九台が一斉に放水訓練を行なった。一台の事故車もなく放水が行なわれたことは、各部機械係の方々の日頃の点検手入れの行き届いた結果でありましょう。

続いて左記の表彰が行なわれた。

。日本消防協会より小国町消防団へ、竿頭綬が授与

。感謝状
前本部分団長
佐藤 仁一

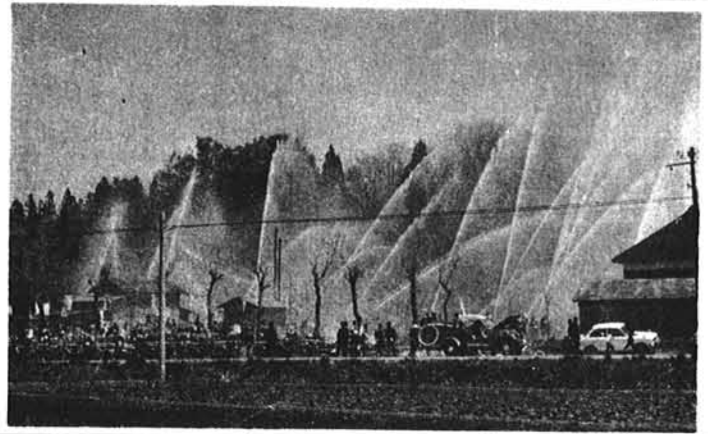

（写真）放水訓練

火の用心

活用しないと損です!!

―確定申告が間違っていたとき―

あなたの出された申告で税金が納め不足だったり、納めすぎたりしているようなことはないでしょうか。いま一度たしかめてください。

このような場合には次のような制度がありますからおおいに活用してください。

。税金が納め不足だったとき……修正申告

まちがいを発見して、自発的に申告すると過少申告加算税がかかりません。

。税金を納めすぎていたとき……更正の請求

正しい税金になおしてもらうよう請求する手続きで、納めすぎた税金を返してもらえます。更正の請求ができるのは、来年の三月十四日までの間です。

◎確定申告をするのを忘れている方はおられませんか?

期限後申告をしないで税務署の決定を受けると税額の一〇パーセントの無申告加算税がかかりますが、税務署から決定通知があるまでは、いつでも期限後申告書を提出して納税してください。

自発的に申告したときは五パーセントの加算税ですみます。

早くしましょう!!

拠出制老令年金の支給はじまる!!

この五月から、拠出制国民年金の最初の老令年金（十年年金）の支給がはじまります。明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた者で、制度発足当時高令任意加入した人は本年四月で十年の受給資格期間を満たし国民年金被保険者の資格を喪失することになります。（五年年金除く）そして保険料の納付はおわり六十五才から国民年金法による老令年金が支給されることになったわけです。小国町で本年中にこの十年年金をうける方は、約三十五人、その翌年から逐次二百人が受給されることになっています。この人達にかかる老令年金は国民年金制度として、現実に発生する、最初の老令年金であること。又高令者であるため、通常の資格期間（二十五年）保険料を納めることができない。等を考慮して、通常の年金額の計算方法より、特に、優遇された方法で計算されており年額六万円支給されることになっています。

国民年金の繰上げ支給の方法もあります。

国民年金の老令年金は原則として、六十五才から支給が開始されることになっています。しかし六十五才になる前に、年金をもらいたいと希望する時はくり上げ支給ができます。しかし、この繰り上げにより支給される年金は別表の通り希望したときの年令に応じて減額され、この減額された年金額は将来において老令年金の失権（死亡）するまで引き続くものとなりますから、繰上げ支給を希望してもいちがいに有利とならないので長い目でみてどちらをとるかお考え下さい。

年金をうけはじめる年令	年金額
65才からうけとると	60,000円
64才からうけとると	53,400
63才からうけとると	48,000
62才からうけとると	43,200
61才からうけとると	39,000
60才からうけとると	34,800

年金は自分から請求することになっています。

老令年金の受給資格期間を満たした人で六十五才になられた方、又は繰上支給を希望される方は印かんをもって町役場行政課で老令年金裁定請求の手続きをとるようにして下さい。

【交通規則を守りましょう】

日本のどこかで二十秒に一回の割台で事故が発生しています。だれも事故を起こそうなどとは思わないでしょう。自分だけは大丈夫自分だけは安全だと考えていると思いますが、果してあなただけは本当に安全なのでしょうか。

◇運転者の注意

運転者ならだれもが自分の腕を信じて、自分は今まで一度も事故を起こしたことがない、だから大丈夫だと考える。他人の車は運転が下手であり、邪魔だとあなたの眼には映るでしょう。運転技術の過信はつつしんでください。せまい道での追い越しは特に注意してください。

歩行者は車が止ってくれるだろうという、車に対する信頼があります。しかし車はなかなか止まらず、歩行者を邪魔にします。歩行者は必ずしも交通法規を守るとは限りません。車を運転するあなたに、歩行者の安全を守る義務があるのです。子どもたちはどんなところからとび出すかわからないのです。常に止まれるだけの余裕があなたにありますか?

アルコールは運転者にとって絶対禁物です。少しくらいは……というかもしれませんが、わずかビール一杯でも危険を発見しそれに対応する反射時間がにぶってきます。たとえ一口飲んでも、あなたは飲酒運転として厳罰に処せられます。

車を動かすのは人間なのです。その人間には多くの弱点と錯覚があります。それを忘れたとき、あなたは車を凶器にするのです。

人身事故を起こしたら、あなたの一生は救われないことを胆に銘じておく必要があります。

◇歩行者の注意

だれもが知っていながらなかなか守られていないのが、道路の右側を歩くということです。それに女性に多いと思われる道路での立ち話、危険ですからやめてください。子どもをつれて歩くときは、右側を歩くのはもちろんのことですが、自分の右手と子どもの左手をつないで（子どもは道路の一番はしを歩くことになります）歩いてください。

横断するときは手を上げて合図し、車が止まるのを確かめてからに、そして駐車している車の間や物かげなどから急に道路を横切らないでください。

◎今一度 初心に帰れ
運転マナー

◎みんなで歩いている時も
一人一人がよく注意

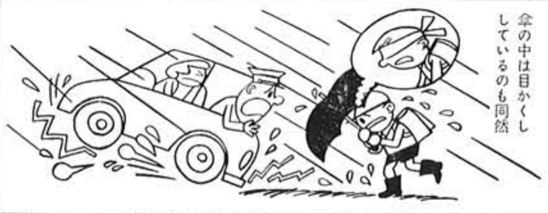

雨の日ご注意

傘の中は目かくししているのも同然

ごみは川に捨てないよう注意しましょう

昨年の十二月臨時国会に於て、公害法案と共に「清掃法」が全面改正され、あらたに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ができ今年の九月頃より実施される予定であります。私達が日常河川に投捨てているゴミは、今後法律によって捨てることができなくなるので、もし投捨てている現場を見つけられた場合は、交通違反と同様、法律によって罰則を受けることになります。私たちが渋海川及び部落河川の両岸を巡回してみますと、非常に多くのゴミの山がいたるところに見うけられます。現在までにこのゴミの山に捨てられたタバコの火から火災が発生し消防車が出動する事件がおきており、夏ともなれば蚊やハエの発生源となり環境衛生上からも非常に危険であります。

これらの問題を早急に解決するために町では、関係部落の協力を得て今までに約二十五ヶ所のゴミの山を焼却し、今後絶対に捨てないよう注意の立札を設置しておきましたので、町民の御協力をお願いしたいと存じます。私たちが今年春、小国町のゴミ処理の実態を調査した結果から、夏季は約二〇パーセントの人が、冬季は約三〇パーセントの人達が川にゴミを捨てている状態であります。

町民一人一人のゴミに対する考え方を根本的に改め自分の廃棄物は自分で処理するよう習慣つけたいものです。例えば可燃物（ビニール・紙くず等）については、ダンボール等に入れておいて適宜焼却する、台所のゴミは堆肥として使用するよう心掛けて下さい。危険物については早急に町が収集を計画したいと思っております。

みなさんの協力によって今後少しでも町をきれいにし、公害のない、蚊やハエのいない、住みよい町を造るよう努力しましょう。

（行政課）

くらしとけんこう お酒の飲み方

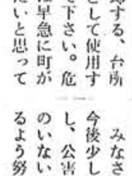

保健係

いつのまにか飲みすぎてあとで苦しむことが多いのはお酒です。

理想的な酒の飲み方は、ホロ酔い程度で、自分も楽しく、また他人も楽しい雰囲気にさせそいこむような飲みかたということになるでしょう。

しかしそうは承知していても、飲みはじめたらなかなか途中でやめられないというのがほとんどです。一番大切な注意は、自分の適量を知っておき、それを守ることです。どのくらい飲んだらちょうどホロ酔程度の楽しいムードになるかを知って、いつもその限界をこえないことです。

お酒の中のアルコール成分は、日本酒一合、ビール大ビン一本、ウィスキーやブランディの小グラス二杯がちょうど同等になるわけですから、どれか一種類の適量がわかれば、いつもそれで簡単に換算できます。

もっとも体質的に日本酒には強いがビールには弱いという人もありますが、これはビールにふくまれている炭酸ガスに敏感で、胃の働きがとくに盛んになる人がいるためです。

また、からだの調子が悪いとき空腹だったりノドが乾いているとき、また午前中の飲酒は、わる酔いの原因になりますから、そのような状態のさいは、適量を半減する注意が大切です。

時間をかけて飲む、食べながら飲む、酒は静かに自分のペースで楽しく[illegible]も、この原則をまもることが、比較的酔わない飲み方だといわれています。

暴飲暴食をつつしみ、充分健康に留意し楽しい日日を送るよう心掛けましょう。

民俗具の保存について

変り行く世代の流れと共に消え去り行く古い民具を収集し、昔の小国の生活状況を知る資料として後世に伝え残したいと思います。現に学童の社会科教材として利用価値も多いので、一堂に保存する計画であります。最近の家屋の建て替えなどにより、珍らしいと思われる古道具等ご寄附いただけるものがありましたらどうぞご協力くださるようお願いいたします。

なお、まだ保存場所もないので、差し当りは近くの小学校へ届け出くださるかものによっては申し出ていただきたいと思います。

（教育委員会）

◎つゆの季節

十一日は暦の上で入梅といっています。年によって多少の早いおそいはありますが、大体このころに梅雨（つゆ）に入ることでしょう。つゆどきの悩みは何といっても洗たくものの乾きにくいことです。

温度と湿度がいっしょに上昇するこのごろ、子どもたちは遠慮なく汚して帰ってきます。雨の日ぐらい家でおとなしく遊んでいてくれたら……と思うおかあさん。でも、元気で遊べるお子さんなのでしたら、がまんしてやってください。梅雨期でもちょっとした晴れ間を逃がさないで、洗たく物はこまめに外へ出し、少しでも陽に当てて乾かすよう。

一番ぬれやすいズボンやスカートに防水加工しておくことをおすすめします。家庭で加工できる防水剤が市販されていますが、なかなか効果があるようです。

入梅ごろは家じゅうがじめじめして、うっかりするとすぐカビがはえます。とくに注意したいところは台所です。食器はもちろんのこと、マナ板・包丁なども使ったあとは必ず熱湯で消毒して、きれいなところに保管しましょう。

心配ごと相談所開設のお知らせ

「悲しみを二人で分けると半分になり、喜びを二人で分けると倍になる」という名言があります。心配ごとを一人で胸にしまっておくと、自分が悩みつづけるばかりでなく家庭も社会も暗くなる原因になります。

一人心配ごとに悩んでいませんか。

そのようなことでお困りの方々のために、こんど小国町社会福祉協議会では、民生委員が中心になって住民の心配ごとについて御相談にあずかり、問題解決のために、御力添えすることになりました。

どうぞ遠慮なく、御利用下さい。

直接こられるか、又は手紙でも気軽に御相談下さい（手紙の場合は、役場の福祉係まで）

相談内容は絶対秘密にし費用は無料です。

。相談室
毎月十五日、午前九時から午後三時まで。

。場所
原公民館
新町公民館
武石公民館
千谷沢農協二階

。生活相談 医療相談
家事相談 児童相談
身障相談 職業相談
その他

「窓口コーナー」 (5)

名の変更届

戸籍法第百七条第二項、正当なる事由によって名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

人の氏名は、社会生活における人の同一性を識別する手段ですから、個人の一身専属的なものでありながら極めて社会的公共的な性格を帯びています。従って原則として氏名の変更は許されないことになっていますが、実生活上重大な支障があると認められる場合に限って許可されます。その許可基準については、全て家庭裁判所の判断事項になりますが、名の変更について法務省が示した今までの事例によりますと、次のようになっています。

㈠ 営業上の目的で襲名する必要があること。
㈡ 同姓同名の者があって社会生活上甚だしく支障があること。
㈢ 神官若しくは僧侶となり、又はやめたため改名する必要があるとき。
㈣ 珍奇な名、外国人に紛らわしい名、難解難読の文字を用いた名等で、社会生活上甚だしく支障のあること。
㈤ 帰化したものが、日本風の名に改める場合
㈥ 異性の名に紛らわしい名の場合

などを挙げていますが、もとより裁判所が正当性を認めれば、これらに限るものではありません。

また許可しない例としては、姓名判断などを理由とする場合は、正当性を認めていないようです。その他具体的事例では、「トラ」は猛獣虎と共通であるからという申立てに対し「優美な女性的感覚は生じないが非民主的蔑視罵倒の意味も含むものではない」として却下、また同住所に「諸橋ハツミ」と「諸橋ハツヱ」が住んでいる場合についても「必ずしも呼び方を混同したり、誤認する虞れがあるものとはいえず、年令の上に相当の差がある点を考えれば、正当な事由があるとはいえない」とした事例があります。

いずれにしても、名はその個人だけのものでなく、極めて社会的なものであり安易に変更することは許されないものであります。